

始良市商工業振興資金利子補給補助制度

制度概要

市内の商工業者が、事業に必要な運転資金、設備を整備するための設備資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し、一年に限り利子の補給補助金の交付を受けられます。

対象となる借入資金

- ①運転資金：事業経営を行うために借り入れた資金。
- ②設備資金：店舗改装・機械備品の購入など事業経営に必要な設備資金。
(ただし、事業目的外の施設・設備などは対象外とします。)

また、融資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、鹿児島県中小企業制度資金、日本政策金融公庫制度資金、商工貯蓄共済融資制度資金とし、借入期間が**48ヶ月以上**のものとしします。

補助限度額と補給率

- 運転資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を**1,000万円**とし、補給率は補給対象事業額の**1.5%**以内。
- 設備資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を**2,000万円**とし、補給率は補給対象事業額の**2%**以内。

対象事業者

- ①市内に6か月以上継続して住所、または事業所を有している小規模企業者
- ②始良市商工会に加入している商工業者
- ③市税の滞納がない者

申請

商工会を通しての申請になります。

詳しくは下記始良市商工会へお問い合わせください。

- 始良市商工会本所：0995-65-2211
- 加治木支所：0995-63-2295
- 蒲生支所：0995-52-0039



お問い合わせ

■始良市役所企画部商工観光課企業商工係

鹿児島県始良市宮島町25番地
電話番号：0995-66-3111(242)
FAX：0995-65-7112

■始良市商工会

本所：0995-65-2211
加治木支所：0995-63-2295
蒲生支所：0995-52-0039